

令和 5 年 6 月 30 日

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛 殿

独立行政法人日本学術振興会
監事
小長谷 有紀
監事（非常勤）
西島 和三

令和 4 年度監事監査報告

独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）の令和 4 年度における業務執行状況および会計経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項および独立行政法人日本学術振興会に関する省令第 1 条の 2 に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

I 監査の方法およびその内容

令和 4 年 9 月 9 日付で提出した監査計画に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら情報の収集に努め、令和 4 年度における学振の業務執行、会計経理ならびに重点監査項目について、以下のとおり監査を実施した。

業務執行については、通常通り、役員会、評議員会を始めとする重要な会議に出席し、学振の意思決定プロセスを監視した。とりわけ、規定などの重要な規則の改正等においてその内容を監視し、必要に応じて理事長に改善案を具申した。また、総務・経営企画等の管理部門全般、国際事業、人材育成事業、研究助成事業など部門ごとにヒアリングを実施した。さらに、さまざまな審査の場に陪席し、適切な会議運営が実施されているかを監視した。

会計経理については、予算執行について適宜報告を受け、適正な執行が行われたかどうかを監査した。また、令和 5 年 4 月（電子メールによる会議方式）および 5 月に計 2 回開催された契約監視委員会を主催し、令和 4 年度において学振が発注した物品・役務等に係る契約の適正さについて事後点検を行った。

令和 4 年度の重点項目としては「振興会における情報システムならびに情報分析」と「振興会における広報」の 2 つを設定していた。前者については、長年にわたって指摘されてきたシステムの移行に係る業務を監視するとともに、情報分析についてヒアリングを実施し、課題を明示した。後者については、諸活動のうち「研究公正」及び「男女共同参画」に積極的に関与した。

Ⅱ 監査の結果

1. 業務執行について

(1) 法令等に従った業務執行および中期目標達成に向けての実施状況

【総括的監査意見】

役員会、評議員会を始めとする主要な会議に出席し、学振全体の運営および各事業部の業務執行状況を恒常的に確認した。運営および業務は、学振の設置目的および法令等の定めに従って適切に執行されており、中期目標が着実に達成されたと評価される。また、本年度は第5期中期目標中期計画の提出にあたり、新たにブレインストーミングの場として役員懇談会が設置されるなど、学振全体を通じて意思疎通が試みられたことは評価される。

特筆すべきこととして、以下の3点が挙げられる。

【若手研究者の研究環境向上について】

令和5年1月に公募開始した「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」は学術システム研究センターでのこれまでの議論を生かした制度であり、学振が研究者の立場に沿って提案を成し得た好例である。また、海外特別研究員の円安対策として令和4年12月に救済的一時金の支給に踏み切った。このように若手研究者の現況について恒常的に配慮し、研究環境の向上に努めてきたことは大いに評価されるべきである。

【男女共同参画の取り組み】

学界におけるジェンダーバランスをめぐる課題は国際的に比較して速やかに解決しなければならない重要案件であるなか、学振では引き続き学術システム研究センター研究員の女性割合を向上することができた。また、特別研究員及び海外特別研究員が出産を理由に研究の中断を余儀なくされる場合に支援金を支給するよう制度を改善した。さらに、顕彰活動（育志賞）に関して女性の推薦を増やすべく制度改善を決定したことも、学界に対して学振のメッセージとなり大いに寄与するものと判断される。

【新規業務への対応について】

これまでの大学研究支援に加えて、新たに経営面での支援を念頭においた「地域中核・特色ある研究大学等強化促進事業」(1,498億円規模)を受託することとなり、それに伴う組織整備などを着実に進めたことは特筆に値する。

(2) 組織・体制について

第4期中期目標期間の最終年度内に人事企画課において、プロパー人材を育成する環境が整備され、定年年齢の段階的引上げ、特別休暇制度の充実、在宅勤務に関するルール確立、ハラスメント防止に関する規程の改訂などが実現された。こうした整備は適切に運営されており、現時点で問題は認められない。

- (3) 役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実の有無
役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実認められない。

2. 会計経理について

- (1) 執行、現金等の出納ならびに保管、財務諸表および決算報告ならびに事業報告書
会計経理の執行については、法令および独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、学術研究助成業務勘定、地域中核研究大学等強化促進業務勘定の財務諸表および決算報告書は、帳簿および証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。また、法定監査を行う会計監査人より、監査の結果、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けた。

- (2) 契約の締結および執行

随意契約の事前確認公募への移行、一者応札を回避するための告知、一者応札だった場合の調査検討など、公正な執行に努めていることを確認した。

- (3) 資産の取得、管理および処分

学振本部において定期的に実査が行われていることを確認した。また、海外研究連絡センターについては新型コロナウイルス感染症の一応の収束を見据えて、ストックホルムとカイロの現地訪問をそれぞれ実施した。前者については監事自ら訪問したことが現場から高く評価されたため、今後とも引き続き監事等による訪問が肝要であろう。

3. 重点監査項目について

- (1) 振興会における情報システムならびに情報分析について

旧来のプログラムの移行（マイグレーション）を進めてきたが、昨年度末に業者の側の人手不足ゆえに発注することができず、本年度にずれ込んだところ、業務基盤システムの更新と重なり、機器更新を優先せざるを得なかったため、マイグレーションの実施へのプロセスは一時的に停止されることとなった。今のところ、サービス上の問題は発生していないが、来期業務の最優先事項となることは疑いない。

学術情報分析センターについては、外部からの期待に応えるだけの分析は進んでいない。まず、戦略をもち、機能を明確にした上で、センター長を迎えるという手順で進められるものと期待される。

- (2) 振興会における広報について

スマートフォン対応を含む、ホームページ全体のリニューアルが行われ、非常に見やすくなった。次の第5期には、この新しいスタイルにふさわしい更なる内容の

充実が期待される。

学術の振興に必要な広報で活動もある「研究公正」と「男女共同参画」のシンポジウムについては学振が主体的に企画運営し、また WPI のシンポジウムについては小学生向け広報を企画担当した。こうした多様な試みが学振スタッフのキャパシティビルディングにもなっていることを確認した。

Ⅲ 今後さらなる検討と実施を希望する事項

(1) 新たな広報活動について

臨時的ないし恒常的に、理事長等による記者会見、メディア懇談会、紙面インタビューなどの実施が可能であると思われる。

(2) 情報システムに関する人材確保について

情報システム上の最大の技術的課題については、維持そのものが困難となりつつある旧来のプログラムをレガシー化することなく、同時代的なソフトに移管（マイグレーション）することによって解消できる見通しが整ったものの、学振内部で同課題を継続的に担当する人材は依然として確保されているわけではない。システムの維持・更新に関する人材を早急に確保する必要があると思われる。

(3) 学術情報分析センターについて

全国の研究者からの応募申請と採択課題は、学術支援の動向を総合的に把握するうえで、他に類例のない貴重なデータであり、その分析が大いに期待されている。データ分析に関してまず方針を定める必要があると思われる。

(4) 国際統括本部について

同本部は、さまざまな部署で実施されている国際的活動について横断的に情報を共有する機能を果たしている。この連携機能を活かしつつ、さらに海外拠点の機能を拡充させながら、今後の方針を定める必要があると思われる。

Ⅳ 監事監査への対応について

一般に、新規業務の発生は、当該業務そのものにリスクが想定されるばかりでなく、いわゆる皺寄せにより他の業務においてリスクが発生しやすくなる。学振においては第 5 期から本格化する「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の開始がその内容、規模いずれの面からも重要な新規業務であり、これを円滑に推進することを含めた業務運営体制を全体として新たに構築する必要があるため、年 1 回程度各部署より監事に対して報告いただくようお願いしたい。